

下野市建設工事入札参加資格者格付基準等の見直しについて

項 目	見 直 案	現 行
1. 格付条件 (1) 格付業種	・業種別業者数により、格付等級数を設定 概ね 30 社以上 3 等級 概ね 20～30 社未満 2 等級 概ね 20 社未満 格付を行わない 【3 等級】 土木一式、舗装、管、 【2 等級】 無し 【 無 】 建築一式、とび・土工・コンクリート、造園、 電気、水道施設、解体、その他	・業種別業者数により、格付等級数を設定 概ね 30 社以上 3 等級 概ね 20～30 社未満 2 等級 概ね 20 社未満 格付を行わない 【3 等級】 土木一式、舗装、管、 【2 等級】 造園、水道施設 【 無 】 建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、 解体、その他
(2) 等級区分の割合	・変更なし	・格付別業者数を概ね次の割合で配分する 3 等級 A:30% B:35% C:35% 2 等級 A:45% B:55%
2. 客観点数	・変更なし	・経営事項審査の結果通知書に記載された業種 ごとの総合評点 (P) とする
3. 主観点数 (1) 工事成績	・変更なし	・業種毎に、過去 2 年間（申請年度の前々年 10 月 1 日から申請年度の 9 月 30 日までの間）の 工事成績の平均点（小数点以下切捨て）を次 に掲げる区分に配分し、工事件数を乗じた点 数を加減する。 点数区分と配点 80 点以上

		指名停止 3 箇月以内 -10 点 指名停止 5 箇月以内 -15 点 指名停止 5 箇月を超える -20 点 改善命令書 件数ごとに -5 点 書類による注意 -2 点 書類による警告 -3 点
(5) 優良表彰	・変更なし	・受賞した業種のみ +10 点 ・対象期間(認定日の前々年度及び前年度)内の 受賞回数を乗じる ・JV の場合は、+5 点になる
(6) 保護観察等対象者の雇用実績	・変更なし	・宇都宮保護観察所協力事業主登録及び保護観察等対象者を雇用している場合 +10 点
(7) 下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定状況	・変更なし	・下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所に認定されている場合 +10 点
4. 指名競争入札の適用範囲	・変更なし	・特殊性の高い工事、または応急的な災害復旧工事
5. 発注金額の範囲	・変更なし	A : 4,000 万円以上 A・B: 2,000 万円以上 4,000 万円未満 B・C: 1,000 万円以上 2,000 万円未満 C: 130 万円超 1,000 万円未満
【土木一式】	・変更なし	・等級区分しない
【建築一式】	・変更なし	
【管】 【舗装】	・変更なし	A : 2,000 万円以上 A・B: 1,000 万円以上 2,000 万円未満 B・C: 500 万円以上 1,000 万円未満 C: 130 万円超 500 万円未満
【造園】	・等級区分しない	A : 2,000 万円以上 A・B: 130 万円超 2,000 万円未満
【水道施設】	・等級区分しない	A : 2,000 万円以上 A・B: 130 万円超 2,000 万円未満
【とび・土工・CO】	・変更なし	・等級区分しない
【電気】 【解体】	・変更なし	・等級区分しない